

水 防 計 画 書



郡 山 市

水 防 計 画 書

(平成 27 年度修正)



郡 山 市

目 次

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	2
第4節 水防計画の作成及び変更	4
第5節 安全配慮	4
第2章 水防組織	
第1節 市の水防組織	6
第3章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所	29
第4章 予報及び警報	
第1節 気象庁が行う予報及び警報	30
第2節 洪水予報河川における洪水予報	34
第3節 水位周知河川における水位到達情報	35
第4節 水防警報	36
第5章 水位等の観測、通報及び公表	
第1節 水位の観測、通報及び公表	38
第2節 雨量の観測及び通報	40
第3節 水位等の通報系統図	42
第6章 気象予報等の情報収集	43
第7章 水門の操作	
第1節 水 門 等	44
第2節 操作の連絡	45
第3節 連絡系統	45
第8章 通信連絡	
第1節 通信連絡系統	46
第9章 水防施設及び輸送	
第1節 水防倉庫及び水防資器材	47
第2節 水防倉庫の資器材備蓄状況	48
第3節 緊急時の水防資器材調達	50
第4節 輸送の確保	50
第10章 水防活動	
第1節 水防配備	51
第2節 巡視及び警戒	55
第3節 水防作業	56

第4節	警戒区域の指定	56
第5節	避難のための立退き	56
第6節	決壊・漏水等の通報及びその後の処置	56
第7節	水防配備の解除	57
第11章	水防信号、水防標識等	
第1節	水防信号	58
第2節	水防標識	59
第12章	協力及び応援	
第1節	河川管理者の協力	60
第2節	下水道管理者の協力	60
第3節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	60
第4節	警察官の援助要求	60
第5節	自衛隊の派遣要請	60
第6節	国（河川事務所、地方气象台）との連携	61
第7節	企業（地元建設業等）との連携	61
第8節	住民、自主防災組織等との連携	61
第13章	費用負担と公用負担	
第1節	費用負担	62
第2節	公用負担	62
第14章	水防報告等	
第1節	水防記録	64
第2節	水防報告	64
第15章	水防訓練	65
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
第1節	洪水、内水対応	66
第17章	水防協力団体	
第1節	水防協力団体の指定	68
第2節	水防協力団体の業務	68
第3節	水防協力団体の消防団との連携	68
様式関係		69
参考資料	水防法	84
	郡山市水防協議会条例	103
	郡山市水防協議会委員	104
	浸水想定区域における地下街	105
	水防工法の種類について	106

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定により、福島県知事から指定（指定年月日 昭和30年6月1日）された指定水防管理団体である郡山市が、同法第33条第1項の規定に基づき、郡山市内における水防事務の調整及びその円滑な実行のために必要な事項を定め、郡山市の地域に係る河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の被害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

8 水防協力団体

法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

12 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防の責任

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
 - (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
 - (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
 - (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
 - (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
 - (11) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
 - (12) 水防信号の指定（法第20条）
 - (13) 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
 - (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
 - (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- 2 水防管理団体等（市）の責任
- 管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。ただし（5）及び（6）については、排水施設等を水位周知下水道として指定した場合に限る。
- (1) 水防団の設置（法第5条）
 - (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
 - (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
 - (4) 水位の通報（法第12条第1項）
 - (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
 - (6) 雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
 - (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - (10) 警戒区域の設定（法第21条）
 - (11) 警察官の援助の要求（法第22条）
 - (12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - (14) 公用負担（法第28条）
 - (15) 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - (16) 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - (17) （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - (18) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - (19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - (20) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (21) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - (22) 消防事務との調整（法第50条）
- 3 国土交通省の責任
- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- 4 気象庁の責任
- (1) 気象、洪水の予報及び警報の発表、通知及び周知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - (2) 洪水予報の発表、通知及び周知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- 5 居住者等の義務
- (1) 水防への従事（法第24条）
 - (2) 水防通信への協力（法第27条）
- 6 水防協力団体の義務
- (1) 決壊の通報（法第25条）
 - (2) 決壊後の処置（法第26条）
 - (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - (4) 水防に関する業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更（法第33条）

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、福島県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 水防協議会の設置（法第34条）

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防法第34条第5項の規定に基づく郡山市水防協議会条例及び郡山市水防協議会の構成は、参考資料（P.112、113）のとおりである。

第5節 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な無線機を携行する。
- 3 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

- 7 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 9 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 水防本部の設置

水防法第10条及び11条、気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動の利用に適合する予報及び警報の通知があったときからその危険が解消するまでの間、郡山市建設交通部河川課（電話024-924-2701）に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(1) 設置基準

次の①～③に該当したとき及び水防本部長が必要であると認めたときに設置する。ただし、予報の場合は諸事情を判断のうえ、水防本部長が特に必要と認められた場合に限り設置するものとする。

① 次の気象注意報及び警報が発表されたとき。

注意報：大雨、洪水の各注意報

警報：大雨、洪水の各警報

② 水防法第10条第3項及び第11条による洪水予報が発表されたとき。

③ 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。

(2) 事務局

水防本部の事務局は郡山市建設交通部河川課（電話024-924-2701）に置くものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに郡山市災害対策本部条例に基づき災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の組織に入り水防事務を処理する。

(3) 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

2 水防本部等の組織及び事務分掌

水防本部の組織は、郡山市地域防災計画第2章第2節に定める郡山市災害対策本部の組織を準用し、その事務分掌は建設交通部河川課及び総務部防災危機管理課を除き、前記郡山市災害対策本部の事務分掌を準用するものとする。

3 建設交通部河川課の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 水防本部の庶務に関すること。
- (2) 本部等の設営及び運営に関すること。
- (3) 水防対策活動の把握に関すること。
- (4) 被害状況の把握に関すること。
- (5) 出動人員の把握に関すること。
- (6) 水防資材等の調達に関すること。
- (7) 水防対策用車両の調達に関すること。
- (8) 水害情報及び被害状況の収集に関すること。
- (9) 水防無線の送受信に関すること。
- (10) 水防に関する気象情報の収集伝達に関すること。
- (11) その他水防本部長の特命事項に関すること。

4 総務部防災危機管理課の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 消防団員の出動に関すること。
- (2) 郡山地方広域消防組合本部との連絡調整に関すること。
- (3) 河川課で行う以外の気象情報の収集伝達に関すること。
- (4) 防災行政無線等の送受信に関すること。
- (5) その他水防本部長の特命事項に関すること。

5 水防本部の解散

水防本部は、災害対策本部が設置されたとき又は気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められたときは解散するものとする。

なお、水災による災害対策本部の設置基準は、郡山市地域防災計画により、下記のとおりとする。

【郡山市災害対策設置基準(水災に係わる事項)】

- 1 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水の警報又は特別警報が発表され、甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 2 主要河川について、氾濫注意水位を超え、さらに上昇のおそれがあるとき。

水防本部組織及び事務分担表

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 本部長 市長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 副本部長 副市長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 本部長付 技監 教育長 代表監査委員 水道事業管理者 消防長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務局 事務局長 建設交通部長 事務局次長 河川課長 道路維持課長 防災危機管理課長 下水道維持課長 (保健所総務課長) </div>	総務部 部長 総務部長 副部長 総務部次長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">班名</th> <th style="width: 30%;">班長</th> <th style="width: 40%;">班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務法務班</td> <td>総務法務課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>秘書班</td> <td>秘書課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>人事班</td> <td>人事課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>職員厚生班</td> <td>職員厚生課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>防災危機管理班</td> <td>防災危機管理課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>行政マネジメント班</td> <td>行政マネジメント課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	総務法務班	総務法務課長	課員	秘書班	秘書課長	課員	人事班	人事課長	課員	職員厚生班	職員厚生課長	課員	防災危機管理班	防災危機管理課長	課員	行政マネジメント班	行政マネジメント課長	課員
	班名	班長	班員																				
	総務法務班	総務法務課長	課員																				
	秘書班	秘書課長	課員																				
	人事班	人事課長	課員																				
	職員厚生班	職員厚生課長	課員																				
	防災危機管理班	防災危機管理課長	課員																				
	行政マネジメント班	行政マネジメント課長	課員																				
	政策開発部 部長 政策開発部長 副部長 政策開発部次長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">班名</th> <th style="width: 30%;">班長</th> <th style="width: 40%;">班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策開発班</td> <td>政策開発課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>ソーシャルメディア推進班</td> <td>ソーシャルメディア推進課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>広聴広報班</td> <td>広聴広報課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>雇用政策班</td> <td>雇用政策課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	政策開発班	政策開発課長	課員	ソーシャルメディア推進班	ソーシャルメディア推進課長	課員	広聴広報班	広聴広報課長	課員	雇用政策班	雇用政策課長	課員						
	班名	班長	班員																				
	政策開発班	政策開発課長	課員																				
	ソーシャルメディア推進班	ソーシャルメディア推進課長	課員																				
	広聴広報班	広聴広報課長	課員																				
	雇用政策班	雇用政策課長	課員																				
	財務部 部長 財務部長 副部長 財務部次長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">班名</th> <th style="width: 30%;">班長</th> <th style="width: 40%;">班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政班</td> <td>財政課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>公有資産マネジメント班</td> <td>公有資産マネジメント課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>契約班</td> <td>契約課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>技術検査班</td> <td>技術検査課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	財政班	財政課長	課員	公有資産マネジメント班	公有資産マネジメント課長	課員	契約班	契約課長	課員	技術検査班	技術検査課長	課員						
	班名	班長	班員																				
	財政班	財政課長	課員																				
	公有資産マネジメント班	公有資産マネジメント課長	課員																				
	契約班	契約課長	課員																				
	技術検査班	技術検査課長	課員																				
	税務部 部長 税務部長 副部長 税務部次長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">班名</th> <th style="width: 30%;">班長</th> <th style="width: 40%;">班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税班</td> <td>市民税課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>資産税班</td> <td>資産税課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>収納班</td> <td>収納課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	市民税班	市民税課長	課員	資産税班	資産税課長	課員	収納班	収納課長	課員									
	班名	班長	班員																				
	市民税班	市民税課長	課員																				
	資産税班	資産税課長	課員																				
収納班	収納課長	課員																					
市民部 部長 市民部長 副部長 市民部次長	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">班名</th> <th style="width: 30%;">班長</th> <th style="width: 40%;">班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民・NPO活動推進班</td> <td>市民・NPO活動推進課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>男女共同参画班</td> <td>男女共同参画課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険班</td> <td>国民健康保険課長</td> <td>課員</td> </tr> <tr> <td>国保税収納班</td> <td>国保税収納課長</td> <td>課員</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長	班員	市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長	課員	男女共同参画班	男女共同参画課長	課員	国民健康保険班	国民健康保険課長	課員	国保税収納班	国保税収納課長	課員							
班名	班長	班員																					
市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長	課員																					
男女共同参画班	男女共同参画課長	課員																					
国民健康保険班	国民健康保険課長	課員																					
国保税収納班	国保税収納課長	課員																					

	市 民 班	市 民 課 長	課 員
	市 民 安 全 班	市 民 安 全 課 長	課 員

文化スポーツ部 部長 文化スポーツ部長 副部長 文化スポーツ部次長	班 名	班 長	班 員
	文 化 振 興 班	文 化 振 興 課 長	課 員
	入 ホ ° - ツ 振 興 班	入 ホ ° - ツ 振 興 課 長	課 員
	国 際 政 策 班	国 際 政 策 課 長	課 員

生活環境部 部 長 生活環境部長 副部長 生活環境部次長	班 名	班 長	班 員
	生 活 環 境 班	生 活 環 境 課 長	課 員
	清 掃 班	清 掃 課 長	課 員
	廃 棄 物 対 策 班	廃 棄 物 対 策 課 長	課 員
	原 子 力 災 害 総 合 対 策 班	原 子 力 災 害 総 合 対 策 課 長	課 員
	環 境 保 全 セ ン タ ー 班	環 境 保 全 セ ン タ ー 所 長	所 員

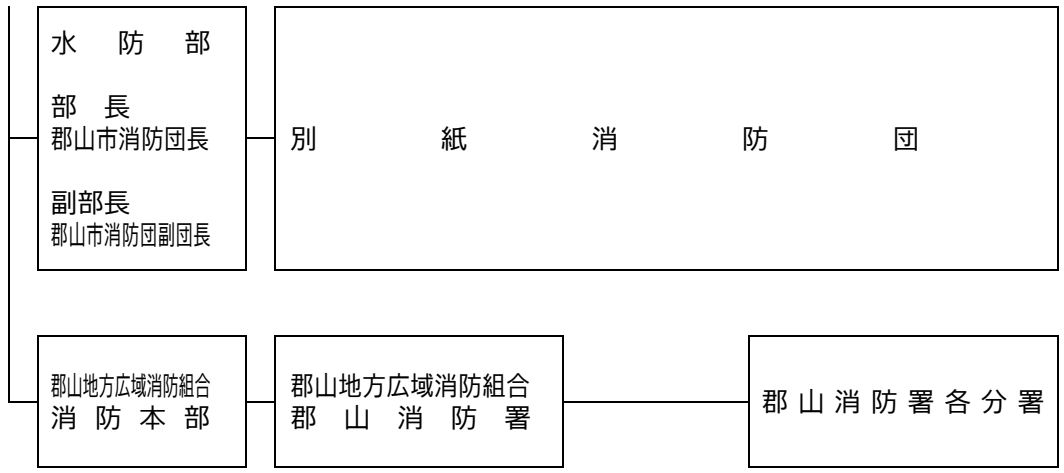
保健福祉部 部 長 保健福祉部長 副部長 保健所長 保健福祉部次長	班 名	班 長	班 員
	保 健 福 祉 総 務 班	保 健 福 祉 総 務 課 長	課 員
	生 活 支 援 班	生 活 支 援 課 長	課 員
	障 が い 福 祉 班	障 が い 福 祉 課 長	課 員
	健 康 長 寿 班	健 康 長 寿 課 長	課 員
	地 域 包 括 ケ ア 推 進 班	地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	課 員
	介 護 保 険 班	介 護 保 険 課 長	課 員
	保 健 所 班	保 健 所 総 務 課 長	所 員

こども部 部 長 こども部長 副部長 こども部次長	班 名	班 長	班 員
	こ ども 未 来 班	こ ども 未 来 課 長	課 員
	こ ども 支 援 班	こ ども 支 援 課 長	課 員
	こ ども 育 成 班	こ ども 育 成 課 長	課 員

農 林 部 部 長 農 林 部 長 副 部 長 農 林 部 次 長	班 名	班 長	班 員
	農 業 政 策 班	農 業 政 策 課 長	課 員
	園 芸 畜 産 振 興 班	園 芸 畜 産 振 興 課 長	課 員
	農 地 班	農 地 課 長	課 員
	林 業 振 興 班	林 業 振 興 課 長	課 員
	綜 合 地 方 卸 売 市 場 管 理 事 務 所 班	綜 合 地 方 卸 売 市 場 管 理 事 務 所 長	所 員
産 業 観 光 部 部 長 産 業 観 光 部 長 副 部 長 産 業 観 光 部 次 長	班 名	班 長	班 員
	産 業 政 策 班	産 業 政 策 課 長	課 員
	観 光 班	観 光 課 長	課 員
	産 業 創 出 班	産 業 創 出 課 長	課 員
建 設 交 通 部 部 長 建 設 交 通 部 長 副 部 長 建 設 交 通 部 次 長	班 名	班 長	班 員
	道 路 建 設 班	道 路 建 設 課 長	課 員
	道 路 維 持 班	道 路 維 持 課 長	課 員
	道 路 除 染 推 進 班	道 路 除 染 推 進 課 長	課 員
	綜 合 交 通 政 策 班	綜 合 交 通 政 策 課 長	課 員
	河 川 班	河 川 課 長	課 員
	建 築 班	建 築 課 長	課 員
	住 宅 班	住 宅 課 長	課 員
都 市 整 備 部 部 長 都 市 整 備 部 長 副 部 長 都 市 整 備 部 次 長	班 名	班 長	班 員
	都 市 計 画 班	都 市 計 画 課 長	課 員
	区 画 整 理 班	区 画 整 理 課 長	課 員
	公 園 緑 地 班	公 園 緑 地 課 長	課 員
	開 発 建 築 指 導 班	開 発 建 築 指 導 課 長	課 員
下 水 道 部	班 名	班 長	班 員

部 長 下水道部長 副部長 下水道部次長	下水道総務班	下水道総務課長	課員
	下水道建設班	下水道建設課長	課員
	下水道維持班	下水道維持課長	課員
議 会 部 部 長 議会事務局長 副部長 議会事務局次長	班 名	班 長	班 員
	総務議事班	総務議事課長	課員
教育総務部 部 長 教育総務部長 副部長 教育総務部次長	班 名	班 長	班 員
	教育総務班	(教委)総務課長	課員
	生涯学習班	生涯学習課長	課員
	中央公民館班	中央公民館長	館員
	中央図書館班	中央図書館長	館員
	美術館班	美術館長	館員
学校教育部 部 長 学校教育部長 副部長 学校教育部次長	班 名	班 長	班 員
	学校管理班	学校管理課長	課員
	学校教育推進班	学校教育推進課長	課員
	教育研修センター班	教育研修センター所長	所員
	総合教育支援センター班	総合教育支援センター所長	所員
水道部 部 長 水道局長 副部長 水道局次長	班 名	班 長	班 員
	水道総務班	水道総務課長	課員
	経 理 班	経 理 課 長	課 員
	お客様サービス班	お客様サービス課長	課員
	配 水 班	配 水 課 長	課 員
	浄 水 班	浄 水 課 長	課 員
	建 設 班	建 設 課 長	課 員
会計管理部			

部長 会計管理者 副部長 会計課長	班 員	班 長	班 員
	会 計 班	会 計 課 長	課 員
警 防 部 部長 郡山消防署長 副部長 郡山消防署副署長	班 名	班 長	班 員
	消 防 本 部 内 警 防 本 部 組 織 に よ る		
選挙管理委員会部 部長 選挙管理委員会事務局長 副部長 選挙管理委員会事務局次長	班 名	班 長	班 員
	選 挙 管 理 委 員 会 班	事 務 局 次 長	局 員
監査委員部 部長 監査委員事務局長 副部長 監査委員事務局次長	班 名	班 長	班 員
	監 査 委 員 事 務 局 班	事 務 局 次 長	局 員
農業委員会部 部長 農業委員会事務局長 副部長 農業委員会事務局次長	班 名	班 長	班 員
	農 業 委 員 会 班	事 務 局 次 長	局 員
行政センター 地区本部長 行政センター所長 地区副本部長 副所長または 主任主査及び 主任技査	地 区 本 部 位 置 づ け に よ る		



別紙

郡山中央地区隊本部 (地区隊長、地区隊本部各部長)		4分団	8班
郡山東	//	4分団	9班
郡山西	//	3分団	8班
安積	//	3分団	8班
三穂田	//	3分団	10班
逢瀬	//	2分団	8班
片平	//	2分団	6班
喜久田	//	3分団	6班
日和田	//	4分団	6班
富久山	//	4分団	8班
湖南	//	5分団	11班
熱海	//	4分団	12班
田村	//	5分団	16班
中田	//	3分団	10班
西田	//	3分団	8班

部 名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
各 部 共 通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2 所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3 所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4 被害調査等、他の部の応援に関すること。 5 本部事務局の要請に関すること。 6 職員の安否及び所在の確認に関すること。
総 務 部 （総務部長） （総務部次長）	総 務 法 務 班 （ 総 務 法 務 課 長 ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 自衛隊の派遣要請、受入に関すること。 4 災害における他市との相互援助に関すること。 5 応急対策のための救出資機材の借り上げの総括に関すること。 6 応急対策のための労務供給の総括に関すること。 7 市庁舎・公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。 8 被災者や物資等の輸送及び応急対策車両の確保に関すること。
	秘 書 班 （ 秘 書 課 長 ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 災害対策本部の連絡に関すること。 3 災害視察者及び一般見舞い者の対応に関すること。
	人 事 班 （ 人 事 課 長 ）	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における非常召集、動員活動に関すること。 2 各部の非常配置人員の把握及び調整に関すること。 3 職員の宿泊、給食に関すること。 4 被災地の職員の福利厚生に関すること。 5 県等の職員派遣の要請、受入に関すること。
	職 員 厚 生 班 （ 職 員 厚 生 課 長 ）	
行 政 マ ネ ジ ャ メ ン ト 班 （ 行 政 マ ネ ジ ャ メ ン ト 課 長 ）		

部 名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
総 務 部 (総務部長) (総務部次長)	防 災 危 機 管 理 班 (防災危機管理課長)	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 郡山市防災会議との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 本部長の指令の伝達に関すること。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関すること。 6 県災害対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関すること。 7 通信連絡の確保に関すること。 8 気象通報等の接受に関すること。 9 気象情報の収集に関すること。 10 避難情報の伝達に関すること。 11 消防団の連絡調整に関すること。 12 防災装備具品及び非常食糧の備蓄に関すること。
政 策 開 発 部 (政策開発部長) (政策開発部次長)	政 策 開 発 班 (政策開発課長)	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 総合相談窓口の開設、運営、総括に関すること。 4 部内の総合調整に関すること。
	ソーシャルメディア推進班 (ソーシャルメディア推進課長)	1 総合行政ネットワークの運用及び整備に関すること。 2 情報システムの応急復旧対策に関すること。
	広 聴 広 報 班 (広聴広報課長)	1 災害に関する市民への広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。
	雇 用 政 策 班 (雇用政策課長)	1 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 被災勤労者の福祉に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
財 務 部 (財務部長) (財務部次長)	財 政 班 (財 政 課 長)	1 災害応急対策経費の予算措置に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 部内の総合調整に関する事
	公 有 資 産 マ ネ ジ ム エ ン ト 班 (公 有 資 産 マ ネ ジ ム エ ン ト 課 長)	1 市有財産の管理に関する事 2 総務部長の要請による所管業務の応援協 力に関する事
	契 約 班 (契 約 課 長)	1 応急対策のための物品調達に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事
	技 術 検 査 班 (技 術 検 査 課 長)	1 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びに その応急復旧に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事
税 務 部 (税務部長) (税務部次長)	市 民 税 班 (市 民 税 課 長)	1 災害による市税の減免に関する事 2 被害状況調査の応援協力に関する事 3 部内の総合調整に関する事
	資 産 税 班 (資 産 税 課 長)	1 災害による市税の減免に関する事 2 罹災証明書の発行及び現地調査に関す ること
	収 納 班 (収 納 課 長)	1 災害による納税の扱いに関する事 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による 所管業務の応援協力に関する事

部 名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
市 民 部 (市民部長) (市民部次長)	市民・NPO活動推進班 (市民・NPO活動推進課長) 男女共同参画班 (男女共同参画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民部所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 町内会等との連絡に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置支援に関すること。 4 災害に関する市民への広報活動に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	国民健康保険班 (国民健康保険課長) 国保税収納班 (国保税収納課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による国民健康保険税の減免に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	市 民 班 (市民課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の安否問い合わせに関すること。 2 行方不明者の住民基本台帳等に係る情報提供に関すること。 3 埋火葬に関すること。 4 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。 5 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	市民安全班 (市民安全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全の保持に関すること。 2 災害時における防犯に関すること。 3 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
文化スポーツ部 (文化スポーツ部長) (文化スポーツ部次長)	文化振興班 (文化振興課長)	1 文化スポーツ部所管諸施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事 2 所管に係わる災害復旧に関する事 3 部内の総合調整に関する事
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	1 所管に係わる災害復旧に関する事 2 関係団体との連絡に関する事 3 部長の命ずる応急対策に関する事
	国際政策班 (国際政策課長)	1 所管に係わる災害復旧に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事
生活環境部 (生活環境部長) (生活環境部次長)	生活環境班 (生活環境課長)	1 生活環境部所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 自然環境の保全に関する事 3 遺体の収容に関する事 4 部内の総合調整に関する事
	清掃班 (清掃課長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに 応急復旧に関する事 2 被災地の清掃に関する事 3 住居障害物の除去に関する事 4 し尿処理に関する事 5 災害応急対策に必要な清掃・衛生関係労務者の 雇い上げに関する事
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1 産業廃棄物処理施設の災害対策及び被害調査 に関する事 2 部長の命ずる応急対策に関する事
	原子力災害総合対策班 (原子力災害総合対策課長)	1 原子力災害対策に関する事 2 原子力災害対策に関する関係機関との連絡 調整に関する事
	環境保全センター班 (環境保全センター所長)	1 公害防止関係施設の被害調査に関する事 2 災害による複合公害の発生予防、防止対策 に関する事 3 放射線のモニタリングに関する事

部 名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
保 健 福 祉 部 (保健福祉部長) (保健所長) (保健福祉部次長)	保 健 福 祉 総 務 班 (保健福祉総務課長)	1 災害救助法の適用関係事務に関すること。 2 保健福祉部所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 福祉避難所の運営に関すること。 5 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 6 救援物資の受入、管理に関すること。 7 災害義援金の受付、配分に関すること。 8 奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関すること。 9 見舞金に関すること。 10 被災世帯の救護物資調査、供給等救助に関すること。 11 応急対策のための物資供給に関すること。 12 部内の総合調整に関すること。 13 こども部との連絡調整に関すること。 【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班 会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班
	生 活 支 援 班 (生活支援課長)	
障 が い 福 祉 班 (障がい福祉課長)		
健 康 長 寿 班 (健康長寿課長)		
地 域 包 括 ケ ア 推 進 班 (地域包括ケア推進課長)		
介 護 保 険 班 (介護保険課長)		
保 健 所 班 (保健所総務課長)	1 医療救護に関すること。(生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども支援課及びこども育成課に属する保健師等を含む) 2 保健衛生に関すること。(生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども支援課及びこども育成課に属する保健師等を含む) 3 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。(生活支援課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども支援課及びこども育成課に属する保健師等を含む) 4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関すること。 5 災害応急対策に必要な労務者の雇い上げに関すること。 6 愛護動物の同行避難に関すること。 7 特定動物に係る危害発生防止に関すること。 8 原子力災害時におけるスクリーニング及び健康相談に関すること。 9 被災が市内全域に及ぶ場合は、市保健師は保健所長指示のもとに活動する体制とする。	

部名	班名	分掌事務
(部長)	(班長)	
(副部長)		
こども部 (こども部長) (こども部次長)	こども未来班 (こども未来課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法の適用関係事務に関する事。 2 こども部所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関する事。 3 救援物資の受入、管理に関する事。 4 被災者及び防災従事者の炊き出しに関する事。 5 避難所の運営に関する事。 6 福祉避難所の運営に関する事。 7 災害義援金の受付、配分に関する事。 8 奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関する事。 9 見舞金に関する事。 10 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関する事。 11 応急対策のための物資供給に関する事。 12 部内の総合調整に関する事。 13 保健福祉部との連絡調整に関する事。
	こども支援班 (こども支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 8 奉仕団、民生委員等社会福祉事業団体及びボランティアとの連絡及び協力に関する事。 9 見舞金に関する事。 10 被災世帯の救援物資調査、供給等救助に関する事。 11 応急対策のための物資供給に関する事。 12 部内の総合調整に関する事。 13 保健福祉部との連絡調整に関する事。
	こども育成班 (こども育成課長)	<ol style="list-style-type: none"> 13 保健福祉部との連絡調整に関する事。 <p>【保健福祉部・こども部応援協力班】 収納班、国民健康保険班、国保税収納班、市民班 会計班、選挙管理委員会班、監査委員事務局班</p>
農林部 (農林部長) (農林部次長)	農業政策班 (農業政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林部所管諸施設の災害対策及び被害調査の総括に関する事。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。 5 部内の総合調整に関する事。 <p>【農林部応援協力班】農業委員会班</p>
	園芸畜産振興班 (園芸畜産振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農水畜産物の災害対策及び応急対策、救護に関する事。 2 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。
	農地班 (農地課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係わる水防、その他緊急災害予防に関する事。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する事。
	林業振興班 (林業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 3 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。
	総合地方卸売市場管理事務所班 (総合地方卸売市場管理事務所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧に関する事。 2 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。

部名	班名	分 掌 事 務
(部長)	(班長)	
(副部长)		
産業観光部 (産業観光部長) (産業観光部次長)	産業政策班 (産業政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業観光部所管諸施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 商工業関係の復旧資金の斡旋に関すること。 3 商工業者の被害状況の情報収集に関すること。 4 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	観光班 (観光課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
	産業創出班 (産業創出課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 部長の命ずる応急対策に関すること。
建設交通部 (建設交通部長) (建設交通部次長)	道路建設班 (道路建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設交通部所管諸施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 作業用車両の配車計画及び調達に関すること。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 5 災害応急対策に必要な建設業労務者の雇い上げに関すること。 6 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。

	道 路 維 持 班 (道 路 維 持 課 長) 道 路 除 染 推 進 班 (道 路 除 染 推 進 課 長) 綜 合 交 通 政 策 班 (綜 合 交 通 政 策 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる緊急災害予防に関する こと。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 4 応急対策用資材の調達及び確保に関する こと。 5 作業用車両の配車計画及び調達に関する こと。 6 建設業者に対する連絡調整に関する こと。 7 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に 関すること。 8 除雪対策に関する こと。 9 住居障害物の除去に関する こと。 10 災害時における運輸に関する こと。
--	--	--

部名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
建設交通部 (建設交通部長) (建設交通部次長)	河 川 班 (河 川 課 長)	1 河川及び水路(側溝及び溝きよを除く)の災 害対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に 関すること。 3 水防本部の設置、庶務に係わる こと。 4 土砂災害対策に係る関係機関との連絡調整 に関する こと。 5 災害復旧工事に関する こと。
	建 築 班 (建 築 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 災害対策のため建設業者との連絡調整に 関 すること。 4 応急仮設住宅及び収容所の建設に関する こと。
	住 宅 班 (住 宅 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関する こと。 2 応急仮設住宅の入居等の庶務に関する こと。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。
都市整備部 (都市整備部長)	都 市 計 画 班 (都 市 計 画 課 長)	1 都市整備部所管諸施設の災害対策及び被害調 査の総括に関する こと。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関する こと。 3 建設業者に対する連絡調整に関する こと。 4 部内の総合調整に関する こと。

(都市整備部次長)	区 画 整 理 班 (区 画 整 理 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
	公 園 緑 地 班 (公 園 緑 地 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 指定緊急避難場所に関すること。
	開 発 建 築 指 導 班 (開 発 建 築 指 導 課 長)	1 部長の命ずる応急対策に関すること。 2 税務部長の要請による被害状況調査の応援に関すること。 3 被災者の災害建築物の相談に関すること。 4 災害建築物の応急危険度判定に関すること。

部名	班 名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
下水道部 (下水道部長) (下水道部次長)	下 水 道 総 務 班 (下 水 道 総 務 課 長)	1 下水道所管諸施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。
	下 水 道 建 設 班 (下 水 道 建 設 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 下水道区域の排水対策等に関すること。
	下 水 道 維 持 班 (下 水 道 維 持 課 長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。 4 下水道区域の排水対策等に関すること。
議 会 部 (議会事務局長) (議会事務局次長)	総 務 議 事 班 (総 務 議 事 課 長)	1 渉外に関すること。 2 局長の命ずる応急対策に関すること。 3 議会の緊急会議に関すること。

教育総務部 (教育総務部長) (教育総務部次長)	教育総務班 ((教委)総務課長)	1 教育総務部所管諸施設の災害対策及び被害調査の総括に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 関係団体との連絡に関すること。 4 渉外に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 文化財の保全に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 所管に係わる避難所の管理に関すること。
	中央公民館班 (中央公民館長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
	中央図書館班 (中央図書館長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
	美術館班 (美術館長)	1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。

部名	班名	分掌事務
(部長)	(班長)	
(副部長)		
学校教育部 (学校教育部長) (学校教育部次長)	学校管理班 (学校管理課長)	1 学校教育部所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 災害時の児童、生徒の保健管理に関すること。 5 災害時の応急給食に関すること。 6 学校避難所の開放措置対策に関すること。 7 部内の総合調整に関すること。
	学校教育推進班 (学校教育推進課長)	1 災害時の教育対策に関すること。 2 被災児童、生徒の調査に関すること。 3 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関すること。 4 児童、生徒の避難計画及び指示に関すること。 5 学校避難所の開放措置対策に関すること。
	教育研修センター班 (教育研修センター所長)	1 学校におけるICT環境(情報処理・情報通信技術)整備に関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。

	総合教育支援センター班 (総合教育支援センター所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の児童生徒の心のケアに関すること。 2 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。
水道部 (水道局長) (水道局次長)	水道総務班 (水道総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道局所管諸施設の災害対策及び被害の総括に関すること。 2 災害対策本部事務局との連絡調整に関すること。 3 災害対策本部会議に関すること。 4 県、日本水道協会、その他関係機関との連絡調整に関すること。 5 応援職員の受入れに関すること。 6 部内の総合調整に関すること。
	経理班 (経理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。 3 応急対策のための物品調達に関すること。
	お客様サービス班 (お客様サービス課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民との連絡及び相談に関すること。 2 広報車による広報活動に関すること。 3 水道料金の減免に関すること。

部名	班名	分掌事務
(部長)	(班長)	
(副部長)		
水道部 (水道局長) (水道局次長)	配水班 (配水課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給確保に関すること。 2 応急給水所等の設置、周知に関すること。 3 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 4 所管諸施設の被害調査及び災害対策に関すること。
	浄水班 (浄水課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 2 所管諸施設の被害調査及び災害対策に関すること。
	建設班 (建設課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係わる災害の応急復旧に関すること。 2 所管諸施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 応急対策用資材の調達及び確保に関すること。
会計管理部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策及び復旧に伴う経費の経理に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。

選挙管理委員会部 (選挙管理委員会事務局次長)	選挙管理委員会班 (選挙管理委員会事務局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
監査委員事務局部 (監査委員事務局次長)	監査委員事務局班 (監査委員事務局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 保健福祉部長及びこども部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
農業委員会部 (農業委員会事務局次長)	農業委員会班 (農業委員会事務局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 局長の命ずる応急対策に関すること。 2 農林部長の要請による農林所管業務の応援協力に関すること。
警防部 (郡山消防本部消防長) (郡山消防署本部消防次長)	警防班 (郡山消防署長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通信連絡に関すること。 2 災害情報に関すること。 3 火災、救助、救急、水防等の緊急対策予防に関すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 災害による要救助者の検索に関すること。 6 所管諸施設の災害対策に関すること。 7 消防団との連携に関すること。 8 消防相互応援協定（消防組織法第39条）に基づく応援及び緊急消防援助隊（消防組織法第45条）の応援並びに広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請に関すること。 9 消防部隊の運用及び活動方針に関すること。 10 災害の応急復旧に関すること。 11 災害地の警備に関すること。

部名	班名	分 掌 事 務
(部 長)	(班 長)	
(副 部 長)		
地 区 本 部 (行政センター所長) (行政センター副所長 又は主任主査及び主任 技査)	総 括 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管諸施設の災害対策及び被害調査並びに市民一般家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び防災従事者の炊き出しに関すること。 8 災害義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 応急対策のための労務供給に関すること。 14 奉仕団、民生委員等、社会事業団との連絡及び協力要請に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難所等、応急施設の開設及び管理に関すること。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。
	警 防 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる水防、その他緊急災害予防に関すること。 3 災害の応急復旧に関すること。 4 災害対策用品及び資材の調達に関すること。 5 消防団との連絡、協議に関すること。 6 建設業者との連絡調整に関すること。 7 避難誘導、救出に関すること。 8 災害地の警備に関すること。 9 飲料水の供給に関すること。

第 3 章 重要水防箇所

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される区域であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する区域である。

郡山市内の国土交通省管理河川及び福島県管理河川における重要水防箇所は、重要水防箇所評定基準（郡山市地域防災計画資料編P.22からP.23）により指定されており、その区域は別表一覧（郡山市地域防災計画資料編P.24からP.30）のとおりである。

第4章 予報及び警報

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

福島地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

（平成27年3月26日時点 暫定基準）

	種 類	発 表 基 準
注 意 報	大 雨 注 意 報	大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が50mm以上、平坦地以外で1時間雨量が40mm以上、土壌雨量指数が70以上（湖南地区は3時間雨量が70mm以上、土壌雨量指数が58以上）のいずれかになると予想される場合。
	洪 水 注 意 報	洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が50mm以上、平坦地以外で1時間雨量が40mm以上、流域雨量指数が、逢瀬川流域が5以上、南川流域が7以上、笹原川流域が10以上（湖南地区は3時間雨量が70mm以上、常夏川の流域雨量指数が8以上、又は3時間雨量が50mm以上かつ常夏川の流域雨量指数が6以上）のいずれかになると予想される場合。
	強 風 注 意 報	平均風速が12m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合。
警 報	大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が80mm以上、平坦地以外で1時間雨量が60mm以上、土壌雨量指数が105以上（湖南地区は3時間雨量が100mm以上、土壌雨量指数が92以上）のいずれかになると予想される場合。
	大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。

警 報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合。 平坦地で3時間雨量が80mm以上、平坦地以外で1時間雨量が60mm以上、流域雨量指数については、逢瀬川流域が6以上、南川流域が13以上、笹原川流域が12以上（湖南地区は3時間雨量が100mm以上、常夏川流域が14以上、又は3時間雨量が80mm以上かつ常夏川の流域雨量指数が6以上）のいずれかになると予想される場合。
	暴風警報	平均風速が18m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	暴風特別警報	十数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない

<参考>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害の危険性を示す指標で、土壌中に貯っている雨水の量を示す指数。

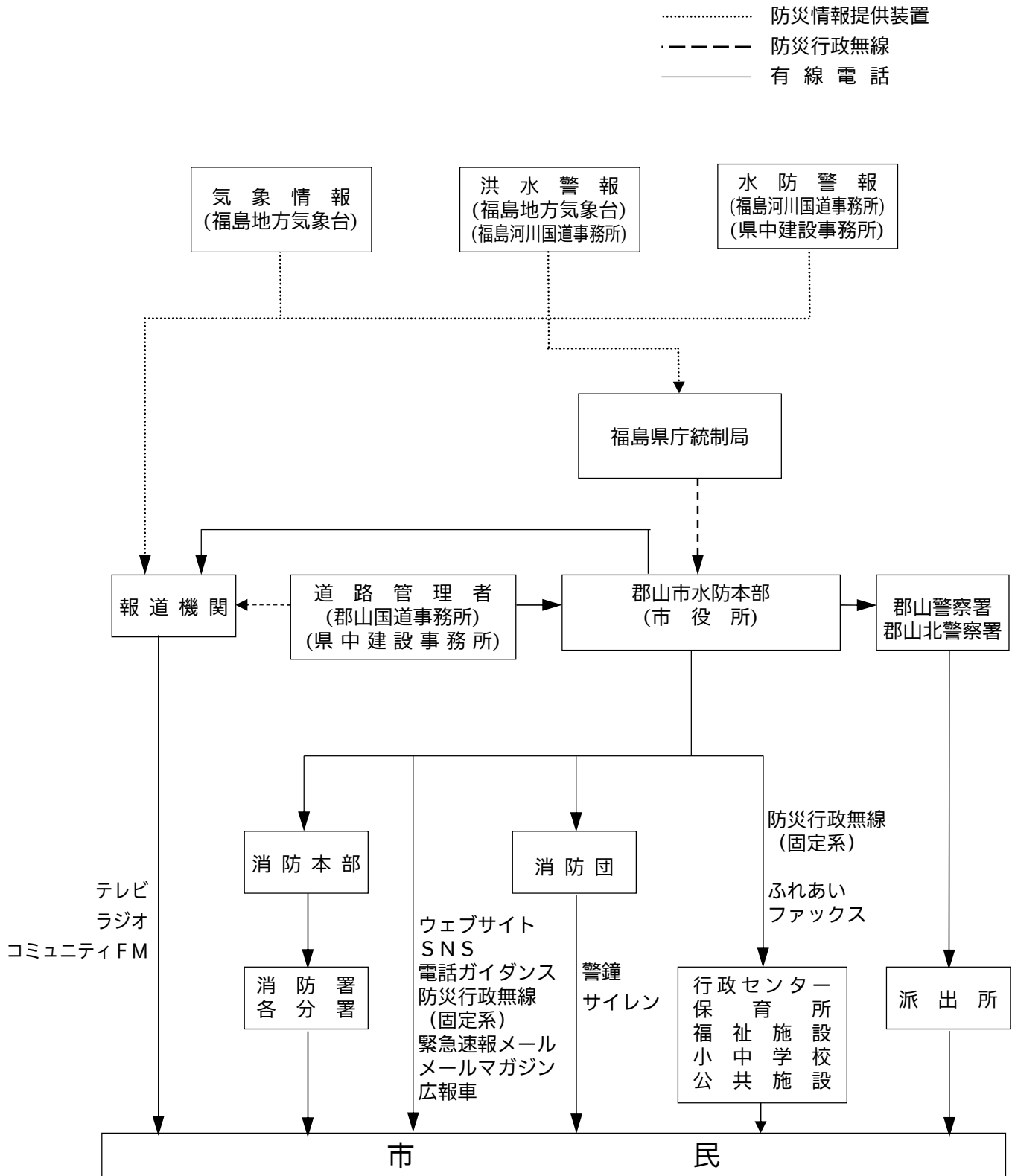
流域雨量指数：降雨による洪水災害の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

※土壌雨量指数・流域雨量指数は、解析雨量・降水短期間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出される。

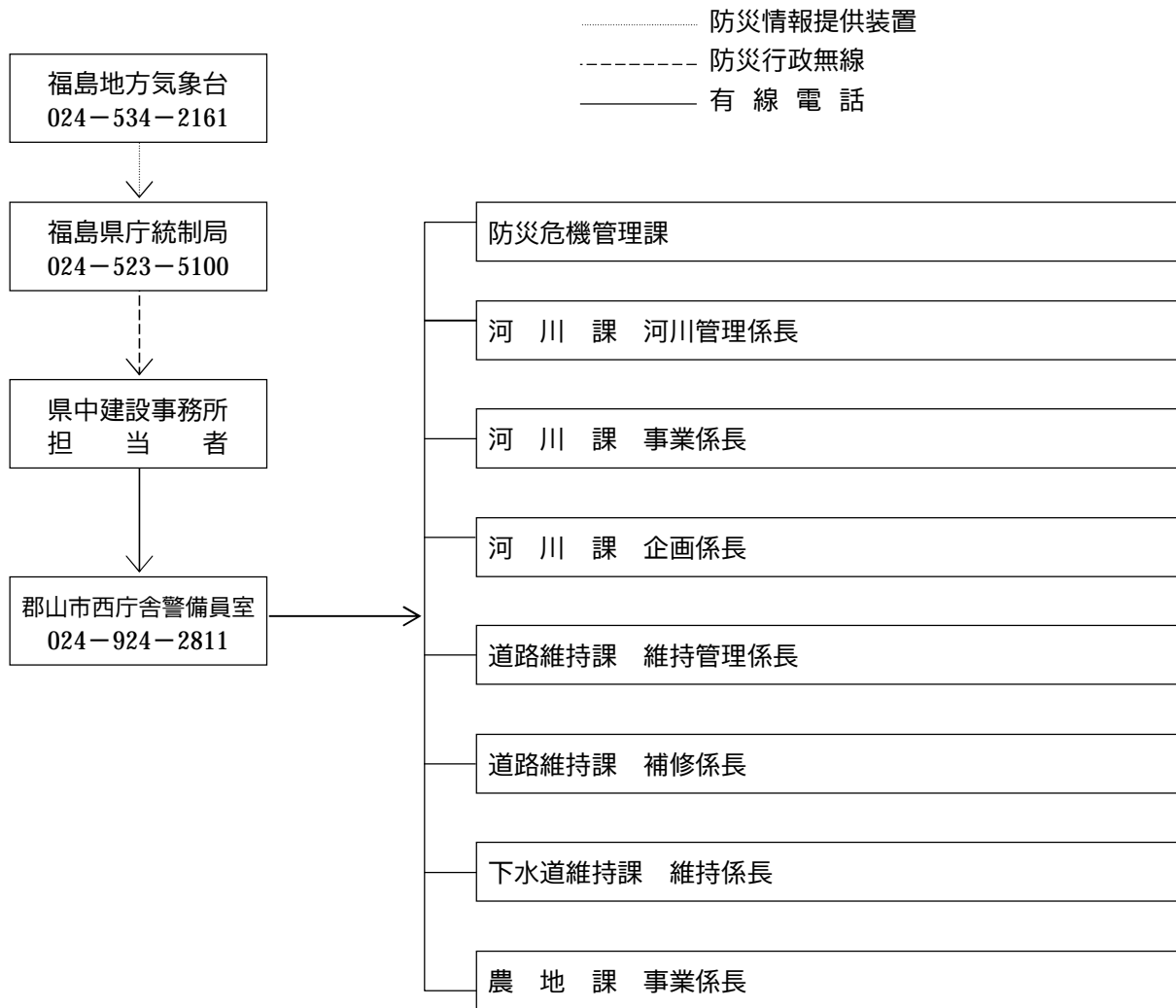
平坦地：概ね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

2 警報等の伝達経路及び手段



3 勤務時間外水防用業務連絡系統図



第2節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

2 国土交通省が洪水予報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
阿武隈川	五百川合流点から御代田橋まで	五百川合流点から御代田橋まで
笹原川	郡山市安積町の鉄道橋から 阿武隈川合流点まで	郡山市安積町の鉄道橋から 阿武隈川合流点まで

3 対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
阿武隈川	阿久津	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.68m

4 洪水予報の通知

河 川 名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
阿武隈川	阿久津	福島河川国道 事務所長	福島県 水防本部長	専用電話 及びFAX	福島河川国道事務所 024 (546) 4331
笹原川					

第3節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 福島県が水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
逢瀬川	郡山市備前館二丁目（後古川橋）から阿武隈川合流点 まで	郡山市富田町大島（後古川橋）から阿武隈川合流点まで

3 水位到達情報の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位
逢瀬川	富田 (備前館二丁目)	2.50m	2.80m	3.60m	5.00m

4 水位到達情報の通知

河 川 名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘 要
逢瀬川	富 田	福島県県中 建設事務所長	郡山市長	電話、FAX 及びメール	

第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、安全に水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出勤機関が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えがないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示してその対応策を指示するもの。	氾濫警戒報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒区域）を越え、災害のおこる恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(2) 国土交通省が水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
阿武隈川	五百川合流点から御代田橋まで	五百川合流点から御代田橋まで

(3) 水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
阿武隈川	阿久津	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.68m

(4) 水防警報の通知

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
阿武隈川	阿久津	福島河川国道 事務所長	福島県 水防本部長	専用電話 及びFAX	
笹原川					

(5) 福島県が水防警報を行う河川名、区域

河川名	区 域	
	左 岸	右 岸
逢瀬川	郡山市備前館二丁目（後古川橋）から 阿武隈川合流点 まで	郡山市富田町字大島（後古川橋）から 阿武隈川合流点まで
谷田川	郡山市田村町大善寺字蛭田（大善寺 橋）から 大滝根川合流点まで	郡山市田村町大善寺字割府（大善寺橋） から 大滝根川合流点まで

(6) 福島県の水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位
逢瀬川	富田 (備前館二丁目)	2.50m	2.80m	3.60m	5.00m
谷田川	田村 (田村町上行合字古川)	3.00m	3.70m	—	5.70m

(7) 各対象量水標の水防警報の範囲

河川名	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除	情 報	その他特に 必要な事項
逢瀬川	富 田	水位2.50m に達し氾濫 注意水位以 上に達する と思われる とき	水位2.50m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位2.80m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位が氾濫 注意水位 を下り水防 作業の必要 がなくなっ たとき	水位は1時 間毎に数字 を以って行 う	適宜、出水 情報を以っ て状況を通 知する
谷田川	田 村	水位3.00m に達し氾濫 注意水位以 上に達する と思われる とき	水位3.40m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位3.70m に達しなお 上昇のおそ れがあるとき	水位が氾濫 注意水位を 下り防作業 の必要がな くなったとき	最高水位は 3時間前数 字を用いて 行う	適宜、出水 情報を以っ て状況を通 知する

(8) 福島県による水防警報の通知

河川名	観測所名	発表担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
逢瀬川	富 田	福島県県中 建設事務所長	郡山市長	電話、FAX 及びメール	

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第5章 水位の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水等の恐れがあることを自ら知り、又は第4章第2節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

なお、市内及び市が関係する水位観測所、管理者及び公表の方法は、下記一覧のとおりである。

水位観測所一覧表

番号	河川名	量水標の名称	水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位
1	阿武隈川	阿久津量水標	郡山市阿久津町字館63	4.00	5.50	6.80
2	阿武隈川	御代田水位	〃 田村町御代田 字古町	—	—	—
3	大滝根川	赤沼水位	〃 中田町高倉 字倉屋敷65-1	—	—	—
4	笹原川	成山水位	〃 成山町24-2	2.30	3.00	—
5	逢瀬川	富田水位	〃 備前館二丁目13	2.50	2.80	3.00
6	舟津川	舟津雨量水位	〃 湖南町三代字荒町	2.80	3.20	—
7	谷田川	田村水位	〃 田村町上行合 字前古川	3.00	3.70	—
8	藤田川	日和田水位	〃 日和田町字川坂	2.30	2.50	—

通 報 先	管 理 者 名	自記普通の別	観測員及び会社名	ホームページ 情報提供
福島河川国道事務所	福島河川国道事務所	テレメーター	福島河川国道事務所	国のHP
〃	〃	〃	〃	〃
三春ダム管理所	三春ダム管理所	〃	三春ダム管理所	
県中建設事務所	県中建設事務所	〃	県中建設事務所	県のHP
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

第2節 雨量の観測

1 雨量観測所

市内及び市が関係する雨量観測所及びその管理機関は、下記一覧のとおりである。

雨量観測所一覧

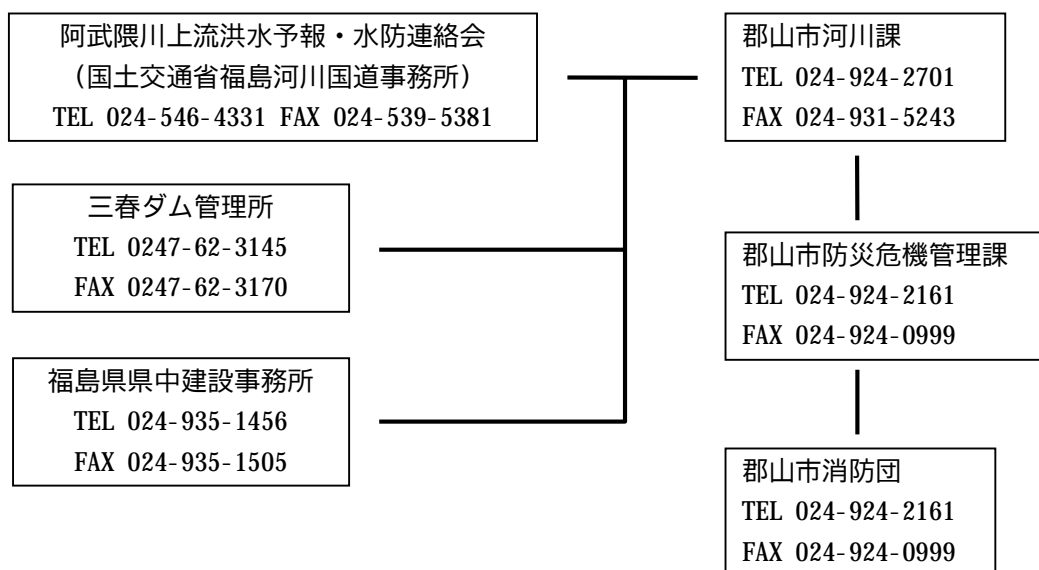
番号	管理機関	観測所名	所
1	国土交通省	熱海観測所	郡山市熱海町
2	〃	多田野観測所	〃 逢瀬町
3	〃	田母神観測所	〃 田村町
4	〃	郡山観測所	〃 富久山町
5	気象庁	湖南地域雨量観測所	〃 湖南町
6	〃	郡山地域気象観測所	〃 安積町
7	福島県	県中建設事務所	〃 麓山
8	〃	多田野雨量観測所	〃 逢瀬町
9	〃	上伊豆雨量観測所	〃 熱海町
10	〃	高玉雨量観測所	〃 熱海町
11	〃	舟津雨量水位観測所	〃 湖南町
12	郡山市	郡山消防署安積分署	〃 安積
13	〃	郡山市水道局堀口浄水場	〃 逢瀬町
14	〃	郡山消防署中田分署	〃 中田町
15	〃	郡山消防署熱海分署	〃 熱海町
16	〃	郡山消防署日和田分署	〃 日和田町

在 地	雨 量 計 の 別	観 測 員 名
高玉字樋口170	テレメーター	福島河川国道事務所
多田野字上山田原1-25	〃	〃
田母神字中井1	〃	〃
久保田字中台12	〃	〃
福良字家老9381-2	〃	福島地方気象台
成田字東丸山61	〃	〃
1-1-1	〃	県中建設事務所
多田野字元寺1-1	〃	〃
上伊豆島字中館67	〃	〃
高玉	〃	〃
三代字荒町	〃	〃
二丁目354	〃	郡山市役所
多田野字元寺1-1	〃	〃
下枝字柏田202-1	〃	〃
熱海二丁目65	〃	〃
字山ノ井1-1	〃	〃

第3節 水位等の通報系統図

1 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、以下に示す基本系統に従って行うものとする。



第6章 気象予報等の情報収集

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下の手段で確認することができる。

郡山市によるもの

- 1 ウェブサイト
郡山市防災ウェブサイト <https://bousai.koriyama-fukushima.jp/>
- 2 SNS（ソーシャルネットワークサービス）
Facebook（フェイスブック） <https://www.facebook.com/bousai.koriyama>
Twitter（ツイッター） https://twitter.com/bousai_koriyama
- 3 電話ガイダンス
災害情報専用電話番号 024-924-2211
- 4 コミュニティFM
郡山コミュニティ放送（ココラジ） 周波数 FM 79.1MHz
- 5 防災行政無線
- 6 緊急速報メール
- 7 メールマガジン
郡山市防災ウェブサイトより登録可能。
<https://bousai.koriyama-fukushima.jp/mag/index.aspx>

国によるもの

- 1 ウェブサイト
川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- 2 地上デジタル放送 データ連動（dボタン）
- 3 NHK総合
- 4 メールマガジン
下記ウェブサイトより登録可能。（携帯電話専用）
<http://wwwsgml1.thr.mlit.go.jp/fukushima/main.php>

福島県によるもの

- 1 ウェブサイト、メールマガジン
福島県河川流域総合情報システム <http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/>

第7章 水門の操作

第7章 水門の操作

第1節 水門等

1 河川区間の水門

水防上重要な水門は、郡山市地域防災計画資料編p. 83からp. 85のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水の恐れがあると認めたときは、各施設の操作要領に基づき、的確な操作を行うものとする。

福島県による河川水門等操作要領、水門等操作細則については、下記のとおりである。

河川水門等操作要領

第1条 指定区間内の一級河川及び二級河川（以下「本川」という。）の洪水の発生に際し、支川、水路（以下「支川等」という。）への逆流等による被害を防止するため、河川の水門、樋門及び樋管（以下、「水門等」という。）の維持及び操作について、必要な事項を定めるものとする。

（洪水時における操作の方法）

第2条 市町村の委託を受けた水門等の操作責任者（以下「水門等操作責任者」という。）は、洪水時においては、本川の水位及び支川等の水位の状況を観察し、次の各号に定めるところにより、水門等のゲート进行操作するものとする。

（1）本川から支川等への逆流が始まるまでの間においては、ゲートを全開しておくこと。

（2）本川から支川等への逆流が始まろうとするときは、水門等のゲートを全閉すること。

（3）水門等のゲートを全閉している場合において、水門等の上流の水位が水門等の下流の水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項2、3号の場合においては、外水位と内水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作の方法）

第3条 平水時においては、水門等のゲートは全開しておくものとする。

（通報）

第4条 第2条の規定に基づき水門等のゲートが全開若しくは全閉したとき、又は、水門等のゲート操作に起因して不足の事態が生じた場合は、水門等操作責任者は、直ちに水門等の操作を委託した市町村長（以下「市町村長」という。）に通報するものとし、通報を受けた市町村長は直ちに建設事務所または土木事務所長（以下「所長」という。）に通報するものとする。

（警報発表時等の体制）

第5条 洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがある場合は、市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にするものとし、水門等操作責任者は、水門等の操作にあたる体制にはいるものとする。

（点検整備）

第6条 市町村長及び水門等操作責任者は、水門等の操作に備えて、毎月、点検整備注油等を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

2 水門等の点検及び整備内容等については、別に定める水門等点検整備要領によるものとする。

（操作に関する記録及び報告）

第7条 水門等操作責任者は、水門等のゲート操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、洪水警報等が解除された後、市町村長に報告するものとし、報告を受けた市町村長はその都度所長に報告するものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際に行った通知の状況
- (4) その他参考となるべき事項

(記録の保存)

第8条 市町村長及び所長は操作に関する記録を整備し、これを保存するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成元年4月1日から施工する。
- 2 河川水門等操作要領（昭和59年3月19日付59河第161号土木部長通知）は廃止する。

水門等操作細則

第1条 水門等の操作については、河川水門等操作要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(通知等)

第2条 要領第4条に規定する通報、その他水門等の操作に関する通報及び報告等は別記連絡系統図により行うものとする。

(操作に関する記録)

第3条 要領第7条第1項に規定する記録は、別紙様式1に記載するものとする。

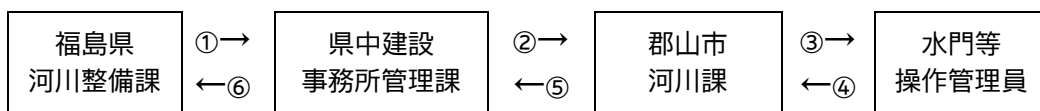
附 則

この細則は、平成元年4月1日から適用する。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、操作内容について下記に定める連絡系統により各関係機関に連絡するものとする。

連絡系統図



- ① 県庁河川整備課の判断による必要事項の問い合わせ
- ② 警戒態勢の支持及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示
- ③ ②に同じ
- ④ ゲート開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問合せに対する回答
- ⑤ ④に同じ
- ⑥ 問合せに対する報告及び事故等の報告

※ただし、郡山市管理の水門については、③、④のみ摘要する。

第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速確実に連絡する。

第8章 通信連絡

第8章 通信連絡

第1節 通信連絡系統

水防時に必要な連絡系統図は、第4章予報及び警報 P. 32の2 警報等の伝達経路及び手段、 P. 33の3 勤務時間外水防用業務連絡系統図を準用する。

第9章 水防施設及び輸送

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 市内の水防倉庫における備蓄資器材基準は次のとおりである。

品名、規格		単位	数量	品名、規格		単位	数量
器 材	スコップ	丁	20	資 材	杭木(長0.6~1m末口5~9cm) 又は鉄筋杭(径16mm以上)	本	300
	掛矢	〃	5		土のう袋	袋	500
	ペンチ	〃	5		ビニールシート	枚	60
	おの	〃	5		縄(110~140m/巻)	巻	20
	鋸	〃	5		鉄線(#10)	kg	20
	鎌	〃	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)程度	袋	50

(備考)

- 1 上記の他、水防工法上必要な資機器材若干量も備蓄しておくこと。
- 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。
- 4 仮水防倉庫にも適用する。

2 水防資材取扱要領

- (1) 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。
- (2) 資材の受払いについては、帳簿へ常に記入しておかなければならない。

3 水防倉庫

水防本部長は、水防活動を迅速かつ効果的に行うため、必要に応じて各地区に水防倉庫及び水防資材を設置し、一定基準の水防資材を常時備蓄しておくものとする。

倉庫名	所在地	管理者
桜木水防倉庫	郡山市桜木二丁目8	郡山市
安積町水防倉庫	〃 安積一丁目38	〃
日和田町水防倉庫	〃 日和田町字広野入5-1	〃
郡山市水防センター	〃 富久山町久保田字中台12	〃

第2節 水防倉庫の資器材備蓄状況

1 備蓄資器材状況一覧

(1) 水防倉庫並びに備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄					
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	鋤簾 丁	掛矢 丁	とび口 丁
①	県中	逢瀬川	郡山市長	郡山市桜木二丁目8	6	3	6		5	
②	〃	笹原川	〃	〃 安積一丁目38	3	3	5		5	
③	〃	阿武隈川	〃	〃 日和田町字広野入5-1	8	4	1		5	
④	〃	阿武隈川	〃	〃 富久山町久保田字中台12	10	3	10		5	

(2) 仮水防倉庫並びに備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄					
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	鋤簾 丁	掛矢 丁	とび口 丁
①	県中	黒石川	郡山市長	郡山市中田町下枝字久保202	2	1	5		5	
②	〃	天神川	〃	〃 西田町三丁目字桜内259	2	1	3		5	
③	〃	逢瀬川	〃	〃 富久山町福原字泉崎181-1	1	3	3		5	
④	〃	谷田川	〃	〃 田村町岩作字穂多礼72	2	2	2		5	

(3) 県水防倉庫水防備蓄器材・資材一覧表

番号	建設事務所名	河川名	管理者名	所在地	備蓄					
					ツルハシ 丁	唐鍬 丁	ナタ 丁	鋤簾 丁	掛矢 丁	とび口 丁
①	県中	黒石川 外6河川	県中建設 事務所長	郡山市田村町岩作字穂多礼249-3地内	20		15		20	

器 材						備 蓄 資 材								照 明 器 具	拡 声 器	携 帯 無 線 機
スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	縄 巻	ビニルシート 枚	ロープ 巻	杭木 本	鉄線 kg	大型土のう袋			
30	5	5	2	5	5	500	100	20	75	25	300	20	60			
20	5	5	2	7	5	500	100	40	80		300	20	50		5	1
20	5	5	2	5	5	700		20	100	5	450	20	50		2	1
20	5	6	2	5	6	500	20	20	150	50	300	160	60			

器 材						備 蓄 資 材								照 明 器 具	拡 声 器	携 帯 無 線 機
スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	縄 巻	ビニルシート 枚	ロープ 巻	杭木 本	鉄線 kg	大型土のう袋			
20	5	5	1	6	5	500	0	20	70	1	300	20	50	1	1	1
20	5	5	1	5	8	500	540	20	60	15	300	20	50			1
20	5	5	1	5	5	500	1200	20	90	15	300	25	50			1
22	5	5	2	5	5	500	0	20	60		300	20	50	1	1	1

器 材						備 蓄 資 材								照 明 器 具	拡 声 器	携 帯 無 線 機
スコップ 丁	斧 丁	ペンチ 丁	ハンマー 丁	鎌 丁	鋸 丁	土のう袋 枚	麻袋 枚	縄 巻	ビニルシート 枚	ロープ 巻	杭木 本	鉄線 kg	大型土のう袋			
120	15	10	10	36	20	15,000		100	250	15	1,350	475	100	3	1	

第3節 緊急時の水防資器材調達

水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省福島河川国道事務所郡山維持出張所長又は福島県県中建設事務所長に電話で承認を受けるものとする。

その他、使用又は損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の水防資器材取扱業者と水防資器材調達について協議しておくものとする。

なお、水防実施区隊において現地状況の急変等により水防管理者に要請する時間的余裕がないときは、当該地区隊長は当該地域の業者等により調達するものとする。

この場合は事後において、その旨を水防管理者あてに報告するものとする。

調達可能水防資器材調書

	土のう袋	麻袋	玉縄	鉄線	杭木	ビニールシート	ロープ
数量	(枚) 20,000	(枚) 1,000	(巻) 50	(kg) 250	(本) 400	(枚) 500	(巻) 300
取扱業者名	ワタヤストーアン こいせや商店	こいせや商店	こいせや商店	こいせや商店	郡司木材 笠原木材 古川材木店	トーアン	トーアン

第4節 輸送の確保

1 水防資器材の輸送のため、トラック等の運搬具を整備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。

2 水防資器材の輸送の際は、主に下記の道路を使用し、速やかな輸送を心がける。

なお、渋滞や浸水により通行が困難な場合はこの限りではない。

- ・一般国道・・・国道4号バイパス、国道49号、国道288号
- ・一般県道・・・須賀川二本松線、河内郡山線、田村安積線 等
- ・主要地方道・・・荒井郡山線、郡山停車場線、小野郡山線、二本松金屋線 等

緊急のため、運搬車両の不足が生じやむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合は警察署等に連絡応援を求めるものとする。

第10章 水防活動

第10章 水防活動

第1節 水防配備

1 市の非常配備（郡山市地域防災計画による）

水害が発生し又は発生するおそれがある場合において、水害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。

2 配備体制

水害の発生が予測されるとき、又は水害が発生した場合における水防活動を実施するための体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（第1・2次非常配備）とし、その基準はおおむね次のとおりとする。（郡山市地域防災計画P.65～75）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注 意 体 制	<p>1 各注意報の1以上が発令され、なお、警報の発表が予想されるとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報</p> <p>2 その他、特に建設交通部長が必要と認めるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事態に対処するため水害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
警 戒 体 制	<p>1 次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備の指令をしたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報</p> <p>2 その他、特に建設交通部長が、必要と認めるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 情報を収集し、水防本部設置についての状況を市長に報告する。

<p>非常体制 〔第非一常次配備〕</p>	<p>1 相当規模の水害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2 警戒体制をさらに強化するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 郡山市水防本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし必要な協力、援助を要請する。
<p>非常体制 〔第非二常次配備〕</p>	<p>1 市内数ヵ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2 特別警報が発表されたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水防本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。
<p>備考：水害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。</p>		

3 活動要領

(1) 注意体制（水防本部設置前）

注意体制下における活動の要点は、概ね次のとおりとする。

- ① 河川班長は、市域に気象注意報が発せられ、これらによる異常自然現象による水害の発生があるとき、県及び関係機関と連絡を取り、気象、雨量、水位、流量、その他水害に関する情報を収集し、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
- ② 建設交通部長は総務部長、下水道部長を招集し、相互に情報を交換して客観的情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。また、必要に応じてその他部局長を招集し、意見を求めることができる。
- ③ 注意体制につく職員は、河川課又は所定の場所に待機する。
- ④ 注意体制下の班長は、河川班長、防災危機管理班長、道路維持班長及び下水道維持班長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。
- ⑤ 注意体制につく職員の人数は、注意体制配置編成計画表（郡山市地域防災計画P. 69）により配置し、指揮は建設交通部長が執る。

(2) 警戒体制（水防本部設置前）

市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な水害発生の恐れがあるとき、又は切迫したとき、関係部・課は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、水害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。建設交通部長は情報を収集し、水防本部設置についての状況を市長に報告する。

指揮は、建設交通部長が執る。

(3) 非常体制（水防本部設置後）

① 第1次非常配備

本部設置時に、あらかじめ定める非常活動に必要な人員をもって、水害応急対策を実施する。

ア 第1次非常配備は、本部の設置とともに活動を開始するものであり、本部を正庁又は本部長の指定する場所に開設する。

イ 各部の長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

ウ 建設交通部長は、関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要に応じて、本部長に報告する。

エ 建設交通部長は、必要があると認めるときは、報道機関の協力を求め、水害に関する情報の周知を図るものとする。

オ 各部の長は、次の措置をとり、随時その状況を、本部長に報告する。

(ア) 状況を、関係各班の職員に徹底させ、必要な人員を配置する。

(イ) 装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

(ウ) 関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

カ 本部長は必要に応じ、本部会議を招集する。

② 第2次非常配備

水害の状況に対応し、市の総力をあげて、水害応急対策を実施する体制とする。

非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、水害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。

4 職員の動員配備

(1) 勤務時間内の動員配備

- ① 各部の長は、配備の指示を受けた時は、直ちにそれぞれの配備体制の区分編成に従い、班員を招集し、水防活動を実施する。
- ② 配備についた班員は、上司の命に従い、水防活動を実施する。

(2) 勤務時間外の動員配備

- ① 各部の長は、伝達責任者及び伝達副責任者を定め、水害に対処する。
- ② 伝達責任者、伝達副責任者、及び班員は、つねに伝達先を把握しておく。
- ③ 各部の長は、本部長から動員に関し、命令されたときは、迅速かつ明確に伝達責任者に伝達する。伝達責任者が不在の際は、伝達副責任者に伝達する。
- ④ 職員は、気象状況から、明らかに水害の発生が予想される時及び水害発生の記事に接し、職員の動員配備が予想される時は、自ら上司と連絡をとって、上司の指示に従う。また、自らの判断で所定の場所に参集するものとする。
- ⑤ 夜間における宿直警備員は、非常配備に該当する警報等を受けた時は直ちに河川班長にその旨を報告し、指示を受ける。

5 水害時における職員の服務心得

(1) 職員の自覚

水害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くす。

(2) 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って、水防並びに救助及び応急復旧活動に従事する。勤務時間外においても、万難を排して、可能な方法により、直ちに参集し、配備につく。なお、遠隔地にいる等特別な事情により参集が困難な場合には、その旨を所属長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。

(3) 服務の厳正

水害時は、特に果敢即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期す。

(4) 担当業務の的確な履行

水害時における各部署の担当業務は、的確、かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理し、また各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たる。

(5) 被災者に対する応接には、迅速、かつ懇切に接するよう心掛ける。

6 消防団員の動員、非常配備

(1) 動員命令は、本部長が消防団長に対し行うものとし、消防団長が全地区隊に対し、次により命令する。

- ① 動員を要する地区隊、分団名
- ② 動員の規模
- ③ 応急復旧活動内容及び場所
- ④ 装具等
- ⑤ 集合時間及び場所
- ⑥ その他必要と認める事項

(2) 非常配備

本部長は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は概ね次のとおりとする。

活動段階	配 備 基 準	配 備 体 制
・第1段階 待 機	1 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
・第2段階 準 備	1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
・第3段階 出 動	1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
・第4段階 解 除	1 水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき。	人員を確認し、水防活動の内容を水防管理団体に報告のうえ、解放する。

*なお、地震により堤防の漏水、沈下等の被害が発生した場合、またはその恐れが大な場合、上記に準じ指令を発するものとする。

(3) 動員の規模、能力については、郡山市地域防災計画第4章第5節「消防計画」による。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防団長又は消防機関の長は、（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、堤防・施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防・施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、福島県から非常配備態勢が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（郡山市地域防災計画資料編P. 24から30）を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、福島県県中建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、福島県県中建設事務所長は福島県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第10章第6節に定める決壊等の通報及びその後の処置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれる恐れのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態を考慮して最も適切な工法を選択し実行するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、参考資料P. 112から114のとおりである。

その際、消防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難に要する時間等を考慮して、消防団員が自身の危険が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該地区を所轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を福島県県中建設事務所長に速やかに報告するものとする。

第6節 決壊・漏水等の通報及びその後の処置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水時期前に、洪水時における堤防の監視、警戒及び連絡体制・方法を確認しておくものとする。

2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、第5章第3節の水位等の通報系統図のとおり。通報先の関係市町村については、河川等の管理者が氾濫（決壊又は溢流）想定地点（例えば、浸水想定区域を指定した河川については、浸水解析で設定した氾濫想定地点）ごとに氾濫水の到達が想定される市町村を整理したものや、漏水発生状況等の確認を開始する水位及び重点的に確認を行う区間を、事前に関係水防管理団体に提示することとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

2 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が降下して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは消防団員は自らの判断により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第11章 水防信号、水防標識

第11章 水防信号、水防標識

第1節 水防信号

水防信号は、福島県水防信号規則（昭和24年福島県規則第91号）の規定に基づき、次により行うものとする。

福島県水防信号規則（昭和24年福島県規則第91号）

第1条 水防法第20条の規定による水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

1. 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
2. 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。
3. 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
4. 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第2条 水防信号は、別に定める区分及び方法に従って発する。

方法 区分	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信 号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○—休止—○—休止—○— 15秒 5秒 15秒 —休止—○—休止
第 2 信 号	○—○—○ ○—○—○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○—休止—○—休止—○— 6秒 5秒 6秒 —休止—○—休止
第 3 信 号	○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○—休止—○—休止—○— 5秒 10秒 5秒 —休止—○—休止
第 4 信 号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○—休止—○—

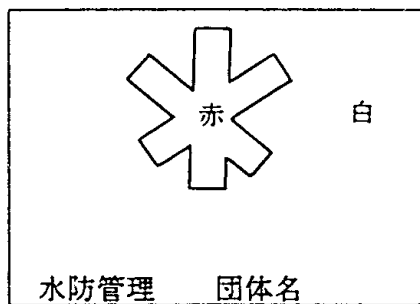
- 備 考
1. 信号は適宜の時間継続すること。
 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

水防法第18条に規定された水防のために出動する車両等の標識は、次のとおりである。

福島県告示第483号
昭和24年9月24日

標
識



標
燈



第12章 協力及び応援

第12章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

各河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- 2 重要水防箇所の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 5 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 6 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、監視カメラの映像）の提供
- 2 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 3 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、協定（郡山市地域防災計画資料P. 117からP. 120）に基づき相手方市長又は消防長に対して応援を求めるものとする。

また、相手方市長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第4節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、郡山警察署長又は郡山北警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ郡山警察署長又は郡山北警察署長と協議しておくものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

郡山市長は水防管理者として、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動場所

4 派遣部隊が展開できる場所

5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、郡山市長は自衛隊郡山駐屯地司令に派遣を要請する旨の通知等を行う。

第6節 国との連携

1 阿武隈川上流洪水予報・水防連絡会

市は、国土交通省福島河川国道事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水予警報の連絡系統、既往洪水における出水、越水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

2 ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省福島河川国道事務所とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第7節 企業、団体（災害時応援協定等事業所）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、資器材、労力、救援物資等の提供について、各種協定を締結している。その一覧は郡山市地域防災計画資料編P.117から120のとおりである。

第8節 住民、自主防災組織との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第13章 費用負担と公用負担

第13章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

郡山市の水防に要する費用は、水防法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあっせんの申請するものとする。

- 1 水防法第23条の規定による応援のための費用
- 2 水防法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防団又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これらを提示しなければならない。

第 号

公用負担権限委任証

〇〇〇消防団
何 某

上記の者〇〇〇区域における水防法第28条
第1項の権限行使を委任することを証明する。

平成 年 月 日

郡 山 市 長 印

水 防 法

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号
公 用 負 担 命 令 書	
1 目的物	種類 ○ ○ ○ 数量 ○ ○ ○
2 負担の内容	使用、収容、処分
平成	年 月 日
	○ ○ 様
	郡山市長 印
	事務担当者 印

4 損失補償

郡山市は、公費負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

第14章 水防報告等

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 消防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及びに数量並びに消耗量及び員数
- 8 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲消防団とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動状況報告書（水防計画書様式関係P.76）により、水防活動実施後2日以内に所轄建設事務所長を経由して県水防本部に報告するものとする。

第15章 水防訓練

第15章 水 防 訓 練

郡山市は、毎年出水期前に、消防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

水 防 訓 練 実 施 計 画

1 目的

水防は迅速かつ適切な処置によってその効果を期待することができる。依って出水時に備えた水防訓練により、水防意識の高揚及び水防活動に必要な知識と水防作業の実施指導、更に情報の伝達、資料管理等の確認迅速化を徹底させるとともに、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることで、水防体制の充実強化を計る。

2 実施要領

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 水防演習名 | 情報伝達訓練 |
| (2) 実施時期 | 水防月間中 |
| (3) 場 所 | 郡山市役所地内 |

第16章 浸水想定区域等における円滑 かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水、内水対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び福島県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

阿武隈川上流浸水想定区域図

(平成14年4月公表：国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所)

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

郡山市防災会議は、洪水予報、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法（郡山市水防計画書第4章第1節P.30からP.35）
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項（郡山市地域防災計画資料編P.109からP.113）
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項（郡山市水防計画書第15章P.65）
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

3 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の水防計画で定められている地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等は、参考資料P.105のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4 洪水・内水ハザードマップ

本市では、洪水・雨水出水浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水ハザードマップを作成し、印刷物を浸水想定区域内の各世帯に配布している。

また、洪水・内水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水・内水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第17章 水防協力団体

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する用務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の消防団との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

樣 式 關 係

阿武隈川上流 はん濫注意情報
はん濫警戒情報
はん濫危険情報
はん濫発生情報 〔解除〕 阿武隈川上流洪水予報 第 号 〔洪水注意報
洪水警報〕 〔発表
警報解除〕
解除

国土交通省 福島河川国道事務所 共同発表
気象庁 福島地方气象台
平成 年 月 日 時 分

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	阿武隈川上流 はん濫注意水位 避難判断水位 今後はん濫危険水位に到達するおそれ はん濫危険水位 はん濫の発生 〔に到達 を下回る〕 〔水位はさらに上昇するおそれ 今後ははん濫危険水位に到達するおそれ したが、水位の上昇はない見込み はん濫のおそれあり 水位はさらに下降する見込み〕 当分の間、 はん濫注意水位 避難判断水位 はん濫危険水位 〔以上 程度〕 の水位が続く見込み	共
主	2	阿武隈川の 須賀川水位観測所 (福島県須賀川市江持字中央238-1) 阿久津水位観測所 (福島県郡山市大字阿久津字館63) 本宮水位観測所 (福島県本宮市本宮字下町) 二本松水位観測所 (福島県二本松市安達ヶ原4丁目135) 福島水位観測所 (福島県福島市杉妻町2-35) 伏黒水位観測所 (福島県伊達市伏黒字下大川57) では、 はん濫注意水位 (警戒水位) [水位危険度レベル2] 避難判断水位 [水位危険度レベル3] _____ 時間後には、はん濫危険水位 [水位危険度レベル4] はん濫危険水位 [水位危険度レベル4] 〔に達しました。 に到達する見込みです。 に到達しましたが、 を下回りました。〕 水位はさらに上昇する見込みです。 _____ 時間後には、はん濫危険水位 [水位危険度レベル4] に到達する見込みです。 今後水位の上昇はない見込みです。 水位はさらに下降する見込みです。	国
	3	郡山市の御代田橋から須賀川市の乙字大橋まで 五百川合流点から郡山市の御代田橋まで 二本松市の坊主橋から五百川合流点まで 移川合流点から二本松市の坊主橋まで 澁上川合流点から福島市の蓬萊橋まで 福島・宮城県境から澁上川合流点まで では、 今後の洪水予報に注意してください。 引き続き十分注意してください。 危険はなくなったものと思われます。	
	4	以下の地区及びその近傍では、阿武隈川が「はん濫するおそれ」がありますので、 厳重な警戒をし、市町村からの避難情報に注意して下さい。 福島県須賀川市 須賀川水位観測所の受け持ち区間では、 〔阿武隈川左岸 須賀川市森倉地区～須賀川市堤浜地区 [はん濫危険水位 7.30m] 福島県郡山市 阿久津水位観測所の受け持ち区間では、 〔阿武隈川左岸 郡山市八丁目地区～郡山市経蔵地区 [はん濫危険水位 7.50m] 〔阿武隈川右岸 郡山市安原地区～郡山市御代田地区 [はん濫危険水位 7.50m] 福島県本宮市 本宮水位観測所の受け持ち区間では、 〔阿武隈川左岸 本宮市本宮左岸地区 [はん濫危険水位 8.00m] 〔阿武隈川右岸 本宮市本宮右岸地区 [はん濫危険水位 8.00m] 福島県二本松市 二本松水位観測所の受け持ち区間では、 〔阿武隈川左岸 二本松市安達地区 [はん濫危険水位 10.40m] 福島県福島市 福島水位観測所の受け持ち区間では、 〔阿武隈川左岸 福島市南町地区 [はん濫危険水位 5.20m] 〔阿武隈川左岸 福島市湖上地区～福島市上浜地区 [はん濫危険水位 5.70m] 〔阿武隈川右岸 福島市岡部地区～福島市渡利地区 [はん濫危険水位 5.70m] 福島県伊達市 伏黒水位観測所の受け持ち区間では、 〔阿武隈川左岸 伊達市五十沢地区～伊達郡桑折町上郷地区 [はん濫危険水位 5.30m] 〔阿武隈川右岸 伊達市舟生地区～伊達市伏黒地区 [はん濫危険水位 5.30m] 〔阿武隈川左岸 伊達市伊達地区 [はん濫危険水位 6.40m] 〔阿武隈川右岸 伊達市鶴崎地区 [はん濫危険水位 6.40m]	
現況文	5	阿武隈川の 須賀川水位観測所 (福島県須賀川市江持字中央238-1) 阿久津水位観測所 (福島県郡山市大字阿久津字館63) 本宮水位観測所 (福島県本宮市本宮字下町) 二本松水位観測所 (福島県二本松市安達ヶ原4丁目135) 福島水位観測所 (福島県福島市杉妻町2-35) 伏黒水位観測所 (福島県伊達市伏黒字下大川57) では、当分の間 はん濫注意水位 避難判断水位 はん濫危険水位 〔以上 程度〕 の水位が続く見込みです。	気
	6	阿武隈川では、_____ 地区 〔左岸 右岸〕 よりはん濫し、水位危険度レベルはレベル5に移行しました。 このため、現在、_____ で浸水しています。 引き続き、高い水位が続く見込みであり、はん濫が拡大するおそれがありますので、 はん濫による浸水が予想される地域では、厳重な警戒をして下さい。	
	7		
現況文	8	〔台風第 _____ 号 _____ 低気圧 _____ 前線〕 の 〔接近 通過 活動 停滞〕 による 〔雨 大雨〕 により、	気
	9	降り始めの	
	10	_____ 日 _____ 時 から _____ 日 _____ 時 までの _____ の流域平均雨量は _____ ミリ _____ 日 _____ 時 から _____ 日 _____ 時 までの _____ の流域平均雨量は _____ ミリ _____ 日 _____ 時 から _____ 日 _____ 時 までの _____ の流域平均雨量は _____ ミリ _____ 日 _____ 時 から _____ 日 _____ 時 までの _____ の流域平均雨量は _____ ミリ (に達しました。・となっています。)	

第8章 水防用気象通報、洪水予報および水防警報

区分	番号	発表内容	担当
現況文	11	また、(所により、_____) 1時間に、____ミリの雨が降っています。	気
	12	現在、雨は (小降りになりました。) やんでいます。	
	13		
	14	阿武隈川の水位は____日____時現在、次のとおりとなっています。	国
		①須賀川水位観測所 [福島県須賀川市江持字中丸238-1] で、____.____m [水位危険度レベル] (1時間に____cmの速さで(上昇中・下降中) 横ばい) ②阿久津水位観測所 [福島県郡山市大字阿久津字館63] で、____.____m [水位危険度レベル] (1時間に____cmの速さで(上昇中・下降中) 横ばい) ③本宮水位観測所 [福島県本宮市本宮字下町] で、____.____m [水位危険度レベル] (1時間に____cmの速さで(上昇中・下降中) 横ばい) ④二本松水位観測所 [福島県二本松市安達ヶ原4丁目135] で、____.____m [水位危険度レベル] (1時間に____cmの速さで(上昇中・下降中) 横ばい) ⑤福島水位観測所 [福島県福島市杉妻町2-35] で、____.____m [水位危険度レベル] (1時間に____cmの速さで(上昇中・下降中) 横ばい) ⑥伏黒水位観測所 [福島県伊達市伏黒字下大川57] で、____.____m [水位危険度レベル] (1時間に____cmの速さで(上昇中・下降中) 横ばい)	
15			
予想	16	この雨は、 (今後一層強まる 当分この状態が続く 今後次第に弱まる) でしょう。	気
	17	____日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		____日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		____日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
		____日____時から____日____時までの____の流域平均雨量は____ミリ	
18	の見込みです。		
想文	19	阿武隈川の水位は____日____時には、次のように見込まれます。	国
		①須賀川水位観測所 [福島県須賀川市江持字中丸238-1] で、____.____m程度 [水位危険度レベル] (堤防の上面まであと____m) ②阿久津水位観測所 [福島県郡山市大字阿久津字館63] で、____.____m程度 [水位危険度レベル] (堤防の上面まであと____m) ③本宮水位観測所 [福島県本宮市本宮字下町] で、____.____m程度 [水位危険度レベル] (堤防の上面まであと____m) ④二本松水位観測所 [福島県二本松市安達ヶ原4丁目135] で、____.____m程度 [水位危険度レベル] (堤防の上面まであと____m) ⑤福島水位観測所 [福島県福島市杉妻町2-35] で、____.____m程度 [水位危険度レベル] (堤防の上面まであと____m) ⑥伏黒水位観測所 [福島県伊達市伏黒字下大川57] で、____.____m程度 [水位危険度レベル] (堤防の上面まであと____m)	
	20	阿武隈川____水位観測所の水位は____日____時頃 最高となり、その水位は____.____m程度と見込まれます。	
	21		
	22		
注意事項	23	はん濫警戒情報は、避難勧告等の目安の一つとなる情報ですので、市町村長が発する避難情報に十分注意してください。	国
	24	今回の洪水は____年____月の (台風第____号 低気圧 前線) (と同程度 を上回る) 規模と見込まれます。	
		25	

参考	内容
	須賀川水位観測所 [福島県須賀川市江持字中丸238-1] 観測所受け持ち区間：郡山市の御代田橋から須賀川市の乙字大橋まで 堤防の上面 9.80m はん濫危険水位 7.30m 避難判断水位 6.80m はん濫注意水位 (警戒水位) 4.50m 水防団待機水位 3.50m 平常水位 1.20m 阿久津水位観測所 [福島県郡山市大字阿久津字館63] 観測所受け持ち区間：五百川合流点から郡山市の御代田橋まで 堤防の上面 9.80m はん濫危険水位 7.50m 避難判断水位 6.80m はん濫注意水位 (警戒水位) 5.50m 水防団待機水位 4.00m 平常水位 0.20m 本宮水位観測所 [福島県本宮市本宮字下町] 観測所受け持ち区間：二本松市の坊主滝から五百川合流点まで 堤防の上面 9.40m はん濫危険水位 8.00m 避難判断水位 6.30m はん濫注意水位 (警戒水位) 5.00m 水防団待機水位 4.00m 平常水位 0.60m 二本松水位観測所 [福島県二本松市安達ヶ原4丁目135] 観測所受け持ち区間：移川合流点から二本松市の坊主滝まで 堤防の上面 14.70m はん濫危険水位 10.40m 避難判断水位 10.10m はん濫注意水位 (警戒水位) 6.50m 水防団待機水位 5.50m 平常水位 2.90m 福島水位観測所 [福島県福島市杉妻町2-35] 観測所受け持ち区間：捐上川合流点から福島の蓮葉橋まで 堤防の上面 7.80m はん濫危険水位 5.20m 避難判断水位 4.90m はん濫注意水位 (警戒水位) 4.00m 水防団待機水位 3.00m 平常水位 -0.70m 伏黒水位観測所 [福島県伊達市伏黒字下大川57] 観測所受け持ち区間：福島・宮城県境から捐上川合流点まで 堤防の上面 9.60m はん濫危険水位 5.30m 避難判断水位 4.70m はん濫注意水位 (警戒水位) 6.40m 避難判断水位 6.10m はん濫注意水位 (警戒水位) 4.00m 水防団待機水位 3.00m 平常水位 -0.70m ※はん濫危険水位は、地先のはん濫危険水位を観測所へ換算した水位 (はん濫危険水位換算水位という) です。 水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位以上 ■レベル3 避難判断水位以上、はん濫危険水位未満 ■レベル2 はん濫注意水位 (警戒水位) 以上、避難判断水位未満 ■レベル1 水防団待機水位以上、はん濫注意水位 (警戒水位) 未満

[問合せ先]
 水位関係：国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 調査第一課 024-539-6127

気象関係：気象庁 福島地方気象台 技術課 024-534-2162

URL <http://www.fks-wo.thr.mlit.go.jp>
 携帯 <http://www.fks-wo.thr.mlit.go.jp/keitai/>
 URL <http://www.sendai-jma.go.jp/bidai/fukushima/>

○ 阿武隈川上流水防警報パターン文

水 防 警 報

河川名	警 報	種 別	発 表 番 号	発 表 日 時	発表事務所
阿武隈川 (上流)	水防警報	待機・準備 出動・解除	第 号	平成 年 月 日 時 分	福島河川国道 事 務 所
<p>本 文</p> <p>① 阿賀川 阿久津 本 官 二本松 福 島 伏 黒</p> <p>水位観測所の水位は、② 時 分現在</p> <p>③ _____ _____ _____ _____ _____ m</p>					
待機・出動	<p>④ _____ ⑤ _____ まで に達し、なお増水の見込みです。 _____ より _____ まで</p> <p>⑥ 水防団 待機・準備 を要します。</p>				
出動	<p>④ _____ ⑤ _____ まで に達し、警戒水位を _____ m越えており、なお増水の恐れがあるので、 ⑥ _____ より _____ まで水防団の出動を要します。</p>				
解除	<p>④ _____ ⑤ _____ まで となり引き続き減水する見込みです。 _____ より _____ まで 水防警報を解除します。</p>				
通報機関	通 報 者	受 信 機 関	受 信 者	通 報 時 刻	受 信 時 刻
福島河川国道		河川警備管理G		時 分	時 分
河川警備管理G				時 分	時 分
					時 分
					時 分
					時 分
					時 分
					時 分
					時 分
					時 分

○ 福島県水防警報パターン文
福島県水防警報（河川）

機関名： _____ 事務所

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
	水防警報	待機、準備 出動、解除	第 号	平成 年 月 日 時 分	事務所長

本文

1. 待機、準備

_____水位観測所の水位は、_____時現在 _____mに達し、なお増水の見込みです。
左岸 _____より、左岸 _____まで
右岸 _____右岸

水防団の 待機 準備 を要します。

2. 出 動

_____水位観測所の水位は、_____時現在 _____mに達し、警戒水位を _____m
越えており、なお増水のおそれがあるので、左岸 _____より、
右岸 _____
左岸 _____まで水防団の出動を要します。
右岸 _____

3. 解 除

_____水位観測所の水位は、_____時現在 _____mとなり、引き続き減水する見込
みです。
左岸 _____より、左岸 _____まで
右岸 _____右岸

水防警報を解除します。

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
事務所		時 分	河川整備管理グループ		時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分
		時 分			時 分

福島県水防警報(河川)

機関名：県中建設事務所

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所				
逢瀬川	水防警報	待機、準備 出動、解除		平成 年 月 日 時 分	県中建設事務所長				
<p>本文</p> <p>1. 待機、準備 富田水位観測所の水位は、 時 分現在 mに達し、なお増水の見込みです。 左岸 郡山市備前館二丁目(後古川橋)～阿武隈川合流点 右岸 郡山市富田町字大島(後古川橋)～阿武隈川合流点 上記区間の水防団の 待機・準備 を要します。</p> <p>2. 出動 富田水位観測所の水位は、 時 分現在 mに達し、警戒水位を m越えており、 なお増水のおそれがあるので、 左岸 郡山市備前館二丁目(後古川橋)～阿武隈川合流点 右岸 郡山市富田町字大島(後古川橋)～阿武隈川合流点 上記区間の水防団の出動を要します。</p> <p>3. 解除 富田水位観測所の水位は、 時 分現在 mとなり、引き続き減水する見込みです。 左岸 郡山市備前館二丁目(後古川橋)～阿武隈川合流点 右岸 郡山市富田町字大島(後古川橋)～阿武隈川合流点 上記区間の水防警報を解除します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>2.80m</td> </tr> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>2.50m</td> </tr> </table>						氾濫注意水位	2.80m	水防団待機水位	2.50m
氾濫注意水位	2.80m								
水防団待機水位	2.50m								
発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻				
県中建設事務所		時 分	郡山市河川課		時 分				
			河川整備課		時 分				

福島県水防警報(河川)

機関名：県中建設事務所

河川名	警報	種別	発表番号	発表日時	発表事務所
谷田川	水防警報	待機、準備 出動、解除		平成 年 月 日 時 分	県中建設事務所長

本文

1. 待機、準備

田村水位観測所の水位は、時 分現在 mに達し、なお増水の見込みです。

左岸 郡山市田村町大善寺字蛭田(大善寺橋)～大滝根川合流点

右岸 郡山市田村町大善寺字割符(大善寺橋)～大滝根川合流点

上記区間の水防団の 待機・準備 を要します。

2. 出動

田村水位観測所の水位は、時 分現在 mに達し、警戒水位を m越えており、なお増水のおそれがあるので、

左岸 郡山市田村町大善寺字蛭田(大善寺橋)～大滝根川合流点

右岸 郡山市田村町大善寺字割符(大善寺橋)～大滝根川合流点

上記区間の水防団の出動を要します。

3. 解除

田村水位観測所の水位は、時 分現在 mとなり、引き続き減水する見込みです。

左岸 郡山市田村町大善寺字蛭田(大善寺橋)～大滝根川合流点

右岸 郡山市田村町大善寺字割符(大善寺橋)～大滝根川合流点

上記区間の水防警報を解除します。

氾濫注意水位	3.70m
--------	-------

水防団待機水位	3.00m
---------	-------

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻
県中建設事務所		時 分	郡山市河川課		時 分
			河川整備課		時 分

水防活動状況報告書

平成 年 月 日

分団

作業責任者

㊦

出水の概況 警戒水位 m・雨量 mm	水防実施箇所 <div style="text-align: right;">川 左岸</div> <div style="text-align: right;">右</div> 地先 m	
活動時期 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分から	消防団員 人出動 <div style="text-align: right;">計 人出動</div> その他 人出動	
水防作業の概況 <div style="text-align: center;">m・工法</div>		
水防の効果	堤防 田 畑 家 鉄道 道路 人口 その他 m m ² m ² 戸 m m 人	
被害	m m ² m ² 戸 m m 人	
使用した 資器材	かます・俵 俵	居住者の出動状況
	万年土俵 俵	
	な わ 巻	水防関係者の死傷
	丸 太 本	
	そ の 他	雨量水位の状況
水防活動に関する 自己批判		
備 考		

(注) 水防を行った箇所ごと作成すること。

一般土木被害状況報告書(道路被害)

平成 年 月 日現在						地区水防部	
路 線 名	町	字	被害内容	延長・数量	被害額(千円)	摘 要	

※(道路維持・河川・都市計画・区画整理・公園緑地取扱い)

一般土木被害状況報告書(河川被害)

平成 年 月 日現在						地区水防部	
河 川 名	町	字	被害内容	延長・数量	被害額(千円)	摘 要	

※(道路維持・河川・都市計画・区画整理・公園緑地取扱い)

商工関係被害状況報告書

平成 年 月 日現在				地区水防部		
企業（店舗等）名	業 種	従業員数	所 在 地	被 害 状 況		被 害 額
				浸水程度	被害内容	
そ の 他 特 記 事 項						

水道被害状況報告書

平成 年 月 日現在	地区水防部
年 月 日 時 分頃発生	年 月 日 時 分頃復旧見込
発生場所 地 内	
災害発生道路区分 国道 県道 市道 その他 ()	
災害発生施設	災害原因
被害状況	
減水・断水範囲	広 報 車 台 (名添乗) <hr/> 給 水 車 台 (名添乗)
地 区	
断水戸数	減水戸数
戸	
処理の状況	

避難状況報告書

避難指示者	提示時間 平成 年 月 日 時 分
避難地区	避難場所
人 数	
概 要	

参 考 资 料

水 防 法

「昭和二十四年六月四日法律第九十三号」

最終改正：平成二七年五月二〇日法律第二二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合(以下「水防事務組合」という。)若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。)及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。)の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水

道管理者及び同法第二十七条第一項 に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。) の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体(以下「指定管理団体」という。)は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は

水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況

を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるとときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるとときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項 に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号 に規定する公共下水道、同条第四号 に規定する流域下水道又は同条第五号 に規定す

る都市下水路をいう。以下この条において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定が

あつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項 の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項 に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項 の津波災害警戒区域 同法第五十五条 に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条之二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定の適用については、第十九條中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同條第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八條第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同條第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第三十二條之二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二條之三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三條第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四條第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三條 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次條第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六條第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七條第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二百十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

郡山市水防協議会条例

昭和 59 年 6 月 20 日

郡山市条例第 49 号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、郡山市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平12条例7・平20条例7・平24条例5・一部改正)

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(平26条例12・追加)

(会長)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(平26条例12・旧第2条線下)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者である委員にあつては、当該職にある期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平26条例12・旧第3条線下)

(委員の代理)

第5条 関係行政機関の職員又は水防に関係のある団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行う。

(平26条例12・旧第4条線下)

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平26条例12・旧第5条線下)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設交通部河川課において処理する。

(昭62条例30・平6条例2・平26条例9・一部改正、平26条例12・旧第6条線下)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平26条例12・旧第7条線下)

郡山市水防協議会委員

役職	職	住 所	電話番号
会長	郡 山 市 長	郡山市朝日一丁目 23-7	924-2003
委員	東北地方整備局福島河川国道事務所 郡山出張所長	郡山市富久山町久保田字中台 12	943-6591
〃	陸上自衛隊第六特科連隊第三科長	郡山市大槻町字長右エ門林 1	951-0225
〃	福島県県中建設事務所長	郡山市麓山一丁目 1-1	935-1400
〃	福島県郡山警察署長	郡山市城清水 23	922-2800
〃	福島県郡山北警察署長	郡山市富田町字下曲田 2-8	991-0110
〃	郡山市消防団長	郡山市朝日一丁目 23-7	924-2161
〃	郡山地方広域消防組合消防長	郡山市堂前町 5-16	923-0119
〃	郡山市副市長	郡山市朝日一丁目 23-7	924-2003
〃	〃 副市長	〃	924-2003
〃	〃 水道事業管理者	郡山市豊田町 1-4	932-5236
〃	〃 教育長	郡山市朝日一丁目 23-7	924-2420
〃	〃 技 監	郡山市朝日一丁目 23-7	924-3948
〃	〃 総務部長	〃	924-2020
〃	〃 建設交通部長	〃	924-2280
〃	〃 下水道部長	〃	924-2640
〃	〃 水道局長	郡山市豊田町 1-4	932-7610

浸水想定区域における地下街について

平成28年3月31日現在

1. 地下街一覧
指定なし

水防工法の種類について

水防活動では、適やか現地状況に適合した工法を選定し、迅速に対応することが重要である。
以下に、被災要因及び対策の基本方針を示すものとする。

被災要因	対策の基本方針	被災要因毎の対策水防工法
1 深掘れ（洗掘）：築堤部・掘込部に関らず、川側で発生する。	<p>激しい川の流れや波浪等により、堤防の川側が削り取られた状態を「深掘れ（洗掘）」と呼びます。</p> <p>【対策】特に築堤部で深掘れが進むと、堤防が決壊し、甚大な被害が発生する恐れがあり、深掘れが進行しないよう、堤防斜面を保護する対策が必要である。</p>	大型土のう・大型ブロック工法、捨石（バックホウ）工法、シート張り工法、水防マット工法、木流し工法、捨土のう（人力）工法等
2 漏水：築堤部の居住地側で発生する。	<p>河川水位が上昇し居住地側との水位差が大きくなることにより、堤防または基礎部を通った浸透水が地表に漏れ出した状態を「漏水」と呼びます。</p> <p>【対策】漏水量の増加により堤防内の土砂が排出され決壊する恐れがあり、漏水量を増加させないよう、川側・居住地側の水位差を小さくする対策が必要である。</p>	月の輪工法、釜段工法、シート張り工法等

<p>3 水のあふれ（越水）：築堤部・掘込部に関らず発生する。</p>	<p>河川水位が上昇し、堤防の上面を越えて漏れ出した状態を「水のあふれ（越水）」と呼びます。</p> <p>【対策】漏れ出した水が堤防の上面や居住地側斜面を削り、決壊する恐れがあり、水が漏れないよう、堤防を嵩上げする対策が必要である。</p>	<p>積土のう工法、改良積土のう工法、せき板工法、水のう工法等</p>
<p>4 亀裂：主に築堤部の堤防上面や居住地側で発生する。</p>	<p>河川の水圧や堤防内の浸透水等の影響で堤防が変形しひび割れが発生した状況を「亀裂」と呼びます。</p> <p>【対策】亀裂が進行し決壊する恐れがあり、亀裂が広がらないよう、被災箇所を縫い合わせる対策が必要である。</p>	<p>打ち継ぎ工法、籠止め工法、繋ぎ縫い工法等</p>

<p>5 斜面の崩れ（崩壊）：主に築堤部で発生する。川側、居住地側に関らず発生する。</p>	<p>激しい川の流れや降雨の影響で堤防の一部が崩れた状態を「斜面の崩れ（崩壊）」と呼びます。</p> <p>【対策】水位があまり高くない状態でも降雨等により斜面の崩れが起きる恐れがあり、居住地側の崩れでは失われた部分を直接充填する、川側では反対の居住地側を充填する対策が必要である。</p>	<p>大型土のう工法、杭打ち積土のう工法、築廻し工法等</p>
--	---	---------------------------------